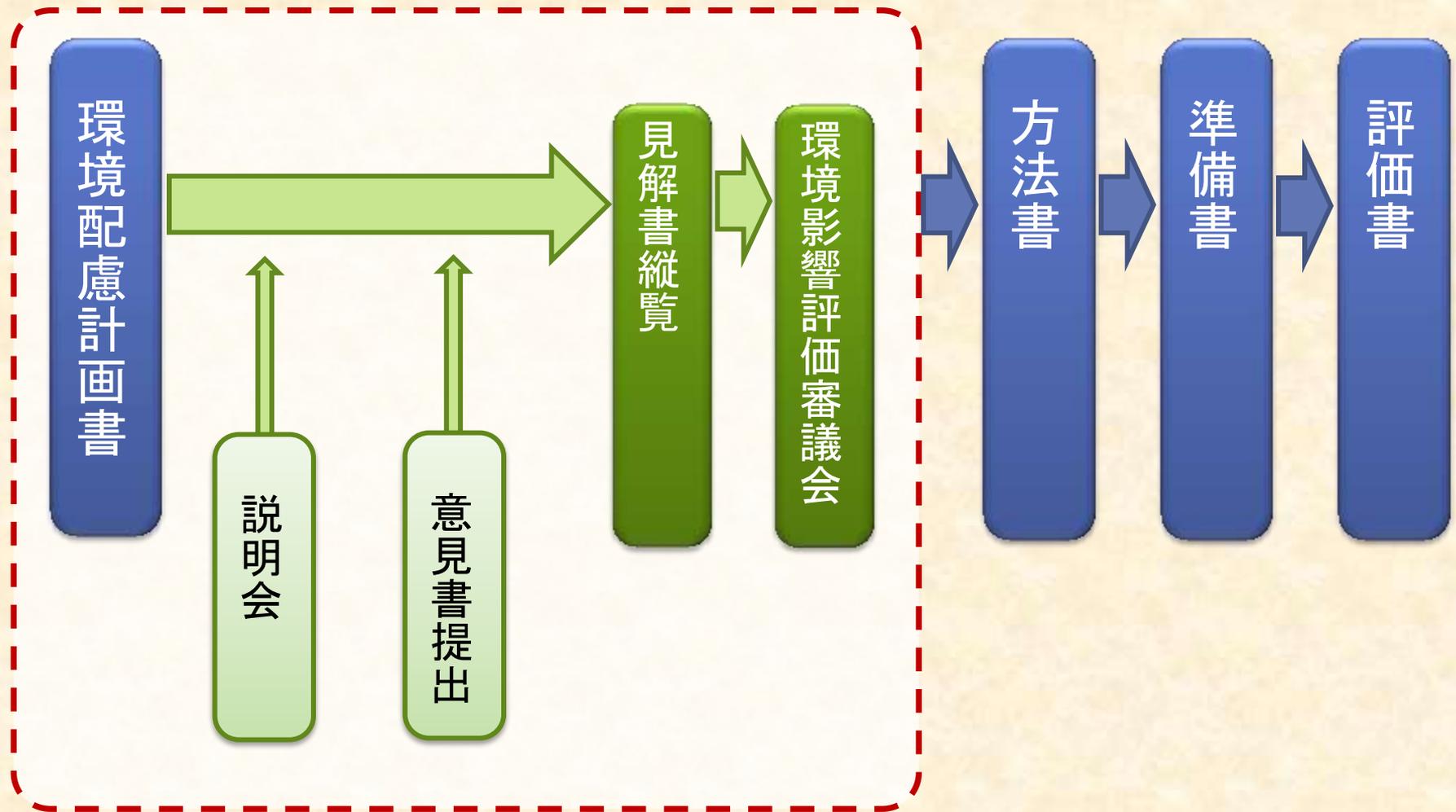


3. 環境配慮計画書

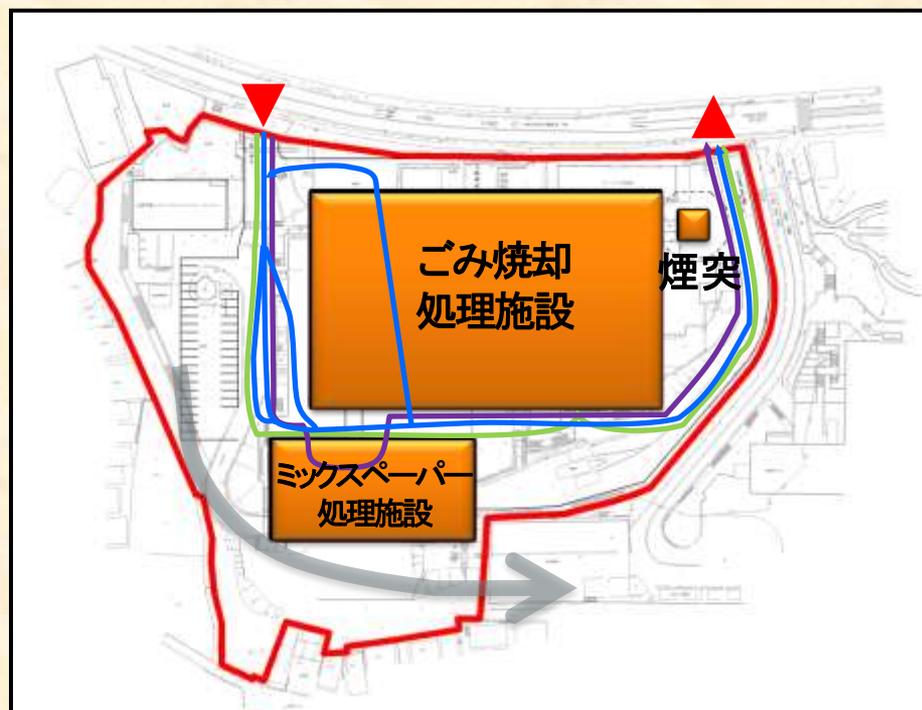
3-(1) 環境影響評価制度とは



3-(2) 対象計画案の内容

A 案

B 案



①煙突高さ100m

②煙突高さ130m

①煙突高さ100m

②煙突高さ130m

凡 例

- ごみ収集車両ルート
- ミックスペーパー収集車両ルート
- 灰運搬車両ルート

単一案となるもの

➤ 事業計画地

現在の橋処理センターと同様の位置

➤ 処理能力

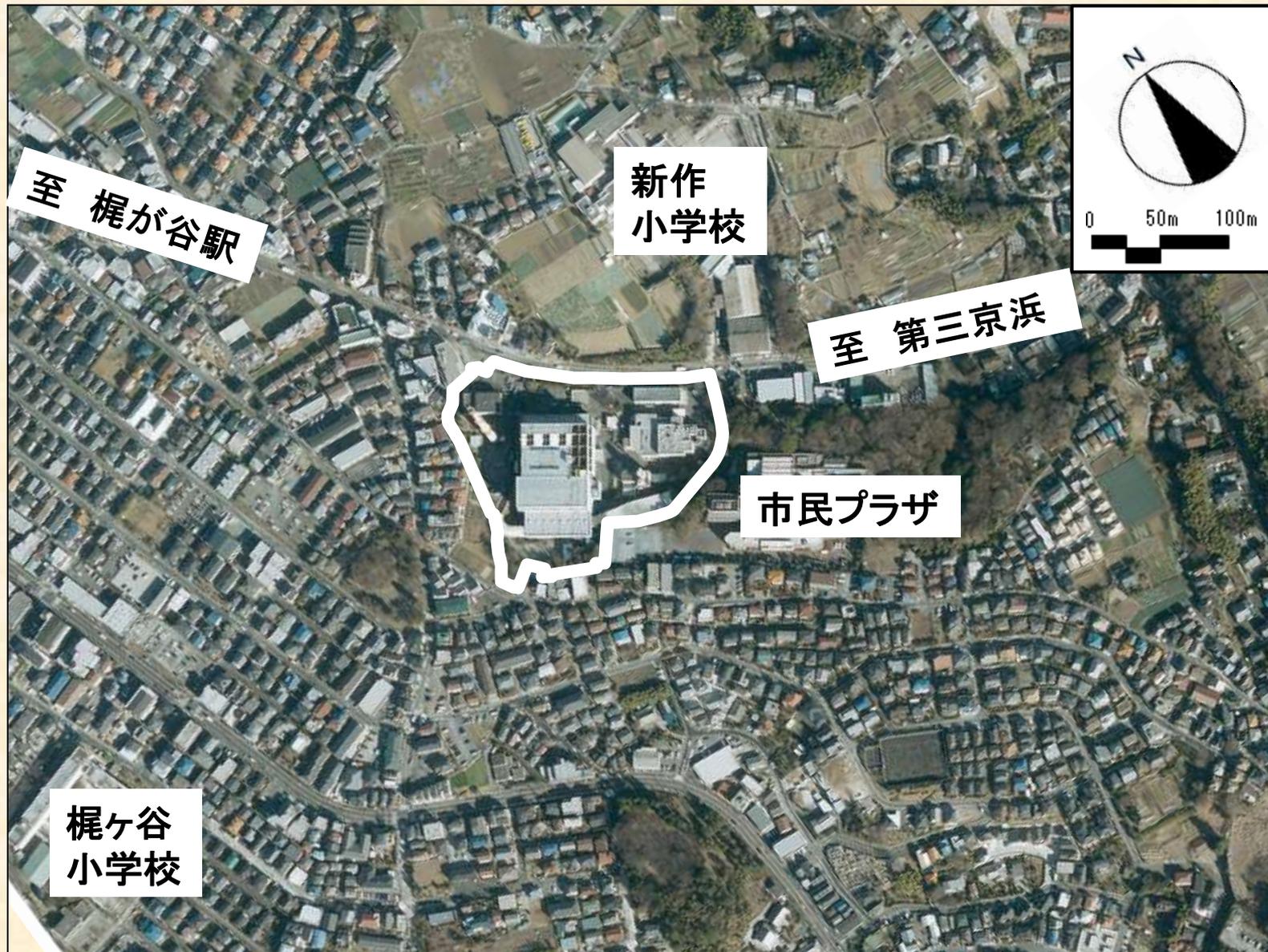
ごみ焼却処理施設：600t / 日

資源化処理施設（ミックスペーパー）：45 t / 日

➤ ごみ処理方式

焼却方式（ストーカ式）

3-(4) 周辺地域の環境の特性及び概況



3-(5) 環境要素 の選定

◎重点項目として選定する
環境要素の項目

○一般項目として選定する
環境要素の項目

環境影響要因		供 用 時				
		施設の存在		施設の供用		
		育 成 の 回 復	の 建 築 物 等 の 存 在	用 施 設 の 供 ・ 稼 動	の 排 出 ガ ス	貯 留 廃 棄 物 の
環境要素の項目						
大 気 悪 臭	大 気 質 悪 臭			○	◎	○
水	水質（水質汚濁）					
	底 質					
水 辺	水 辺					
水循環	水量・涵養					
土	土 壤（土 壤 汚 染）			○		
	地 盤					
化学物質	地形・地質					
	化学物質					
騒音・振動	騒 音			○		○
	振 動			○		○
建造物影響	電 波		○			
	ビ ル 風					
	日 照 害		○			
緑	樹 林 地					
	農 地					
	緑 化 地	○				
	公園緑地					
生 物	その他の緑地					
	植 物					
都市アメニティ	動 物					
	都市景観		◎			
	利用者にやさしい公共施設			○		○
	歴史的文化的遺産 オープンスペース レクリエーション施設					
都市気温	都市排熱			○	○	
地球環境	温 暖 化			○		○
	オゾン層破壊					
	酸 性 雨				○	○
エネルギー	森 林					
資源・廃棄物	エ ネ ル ギ ー			○		
	資 源 ・ 廃 棄 物			○		

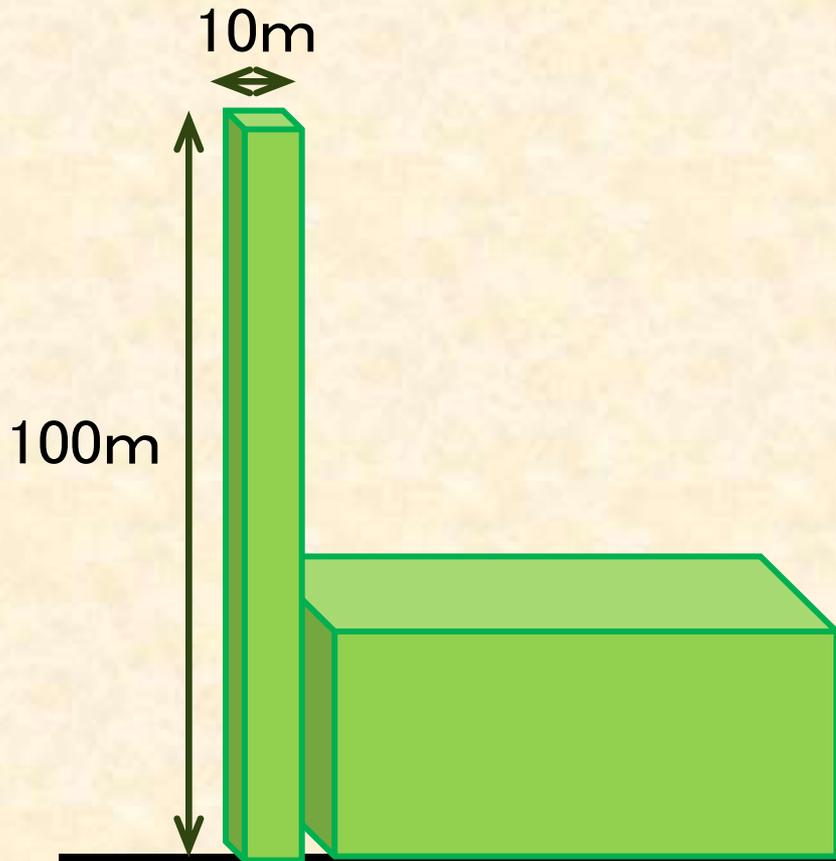
3-(6) 排出ガスの自主基準値

項目	既存施設	計画施設
ばいじん	0.02 g/m ³ 以下	0.01g/m ³ 以下
硫黄酸化物	30 ppm以下	10 ppm以下
窒素酸化物	58 ppm以下	30 ppm以下
塩化水素	50 ppm以下	10 ppm以下
ダイオキシン類	0.5 ng-TEQ/m ³ _N 以下	0.01 ng-TEQ/m ³ _N 以下

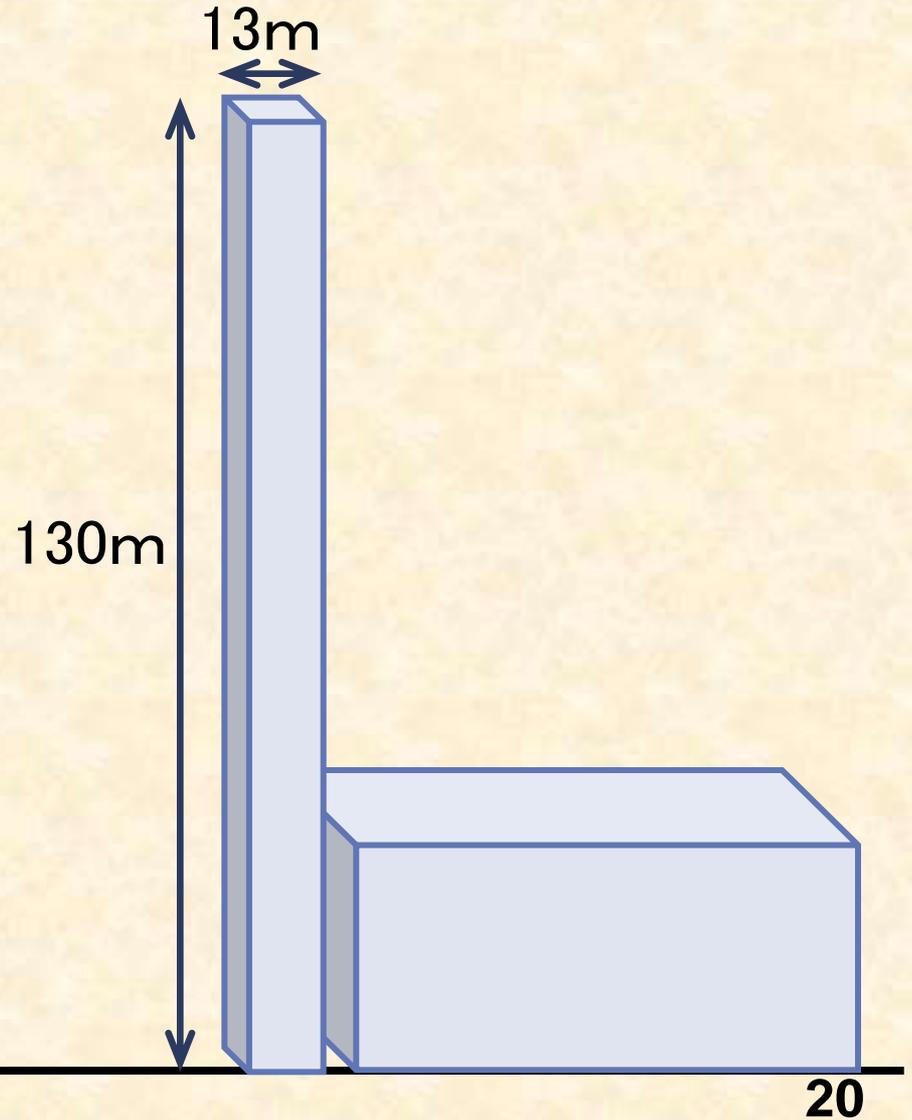
項目	法規制値等
ばいじん	0.04 g/m ³ 以下
硫黄酸化物	K値=1.17 (参考：既存施設の場合、183ppm相当)
窒素酸化物	250 ppm以下
塩化水素	430 ppm以下
ダイオキシン類	平成12年1月14日以前： 1 ng-TEQ/m ³ _N 以下 平成12年1月15日以降： 0.1 ng-TEQ/m ³ _N 以下

3-(7) 煙突の高さと太さ

①案 (既存施設と同様)



②案 (既存施設より高い)



3-(8) 大気質

煙突からの排気は、煙の浮力と温度により浮上しながら、拡散します。

やがて地表に達しますが、大気中の汚染物質は希釈拡散されるため、着地点での濃度は小さくなります。

3-(9) 都市景観



3-(10) 都市景観 地点1

地点1【A-① 煙突高さ100m、幅10m】



地点1【B-① 煙突高さ100m、幅10m】



地点1【A-② 煙突高さ130m、幅13m】



地点1【B-② 煙突高さ130m、幅13m】



眺望の変化

3-(11) 都市景観 地点2

地点2【A-① 煙突高さ100m、幅10m】



地点2【B-① 煙突高さ100m、幅10m】



地点2【A-② 煙突高さ130m、幅13m】



地点2【B-② 煙突高さ130m、幅13m】



3-(12) 都市景観 地点3

地点3【A-① 煙突高さ100m、幅10m】



地点3【B-① 煙突高さ100m、幅10m】



地点3【A-② 煙突130m、幅13m】



地点3【B-② 煙突高さ130m、幅13m】



3-(13) 都市景観 地点4

地点4【A-① 煙突高さ100m、幅10m】



地点4【A-② 煙突高さ130m、幅13m】



地点4【B-① 煙突高さ100m、幅10m】

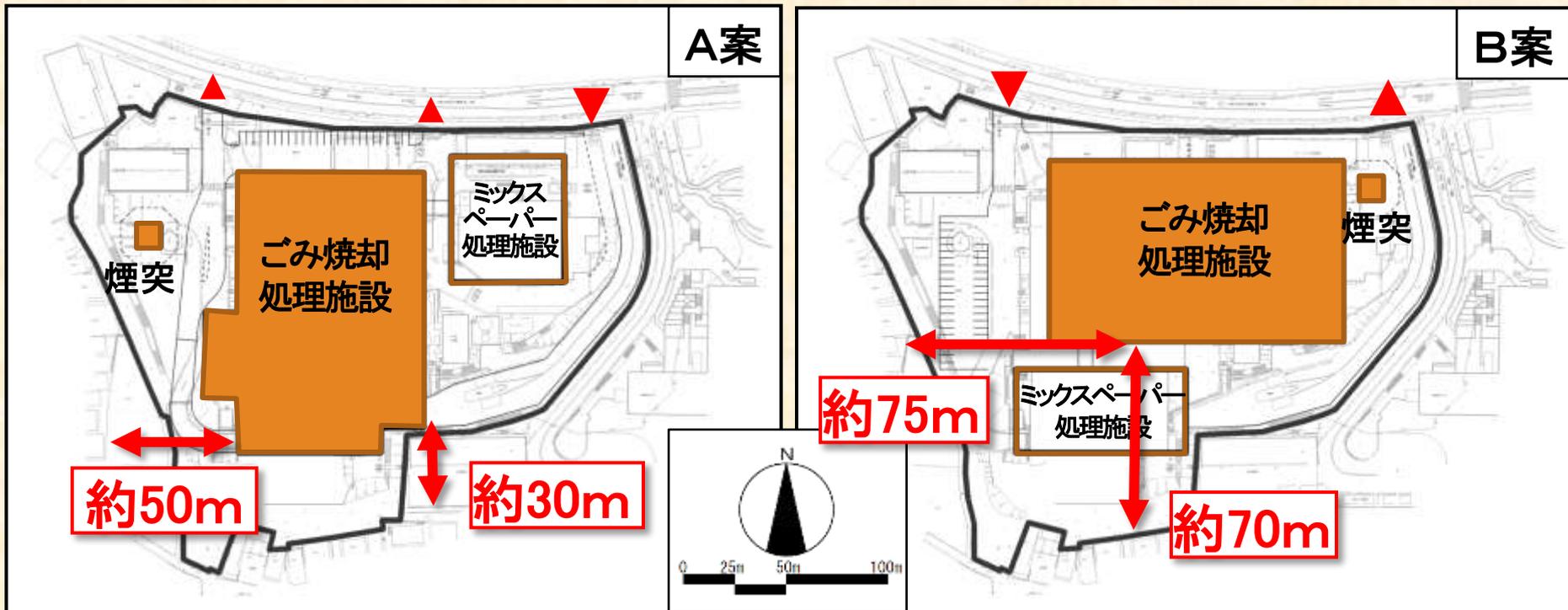


地点4【B-② 煙突高さ130m、幅13m】



3-(14) 施設稼動に伴う環境影響

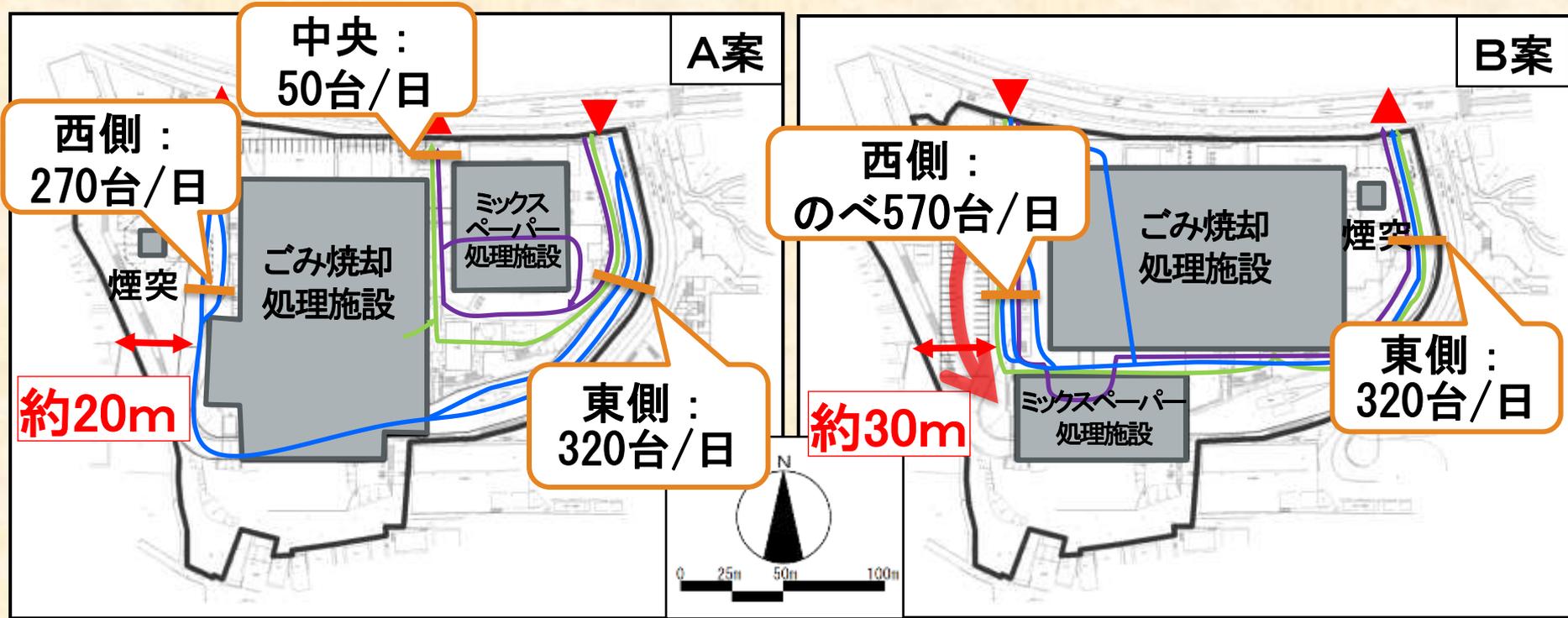
悪臭、騒音、振動



	A案	B案
悪臭 騒音 振動	焼却施設入口から敷地境界までの距離が、B案と比べ短い。	焼却施設入口から敷地境界までの距離が、A案より長く確保できる。

3-(15) 施設関連車両の走行による環境影響

騒音、振動



A案

B案

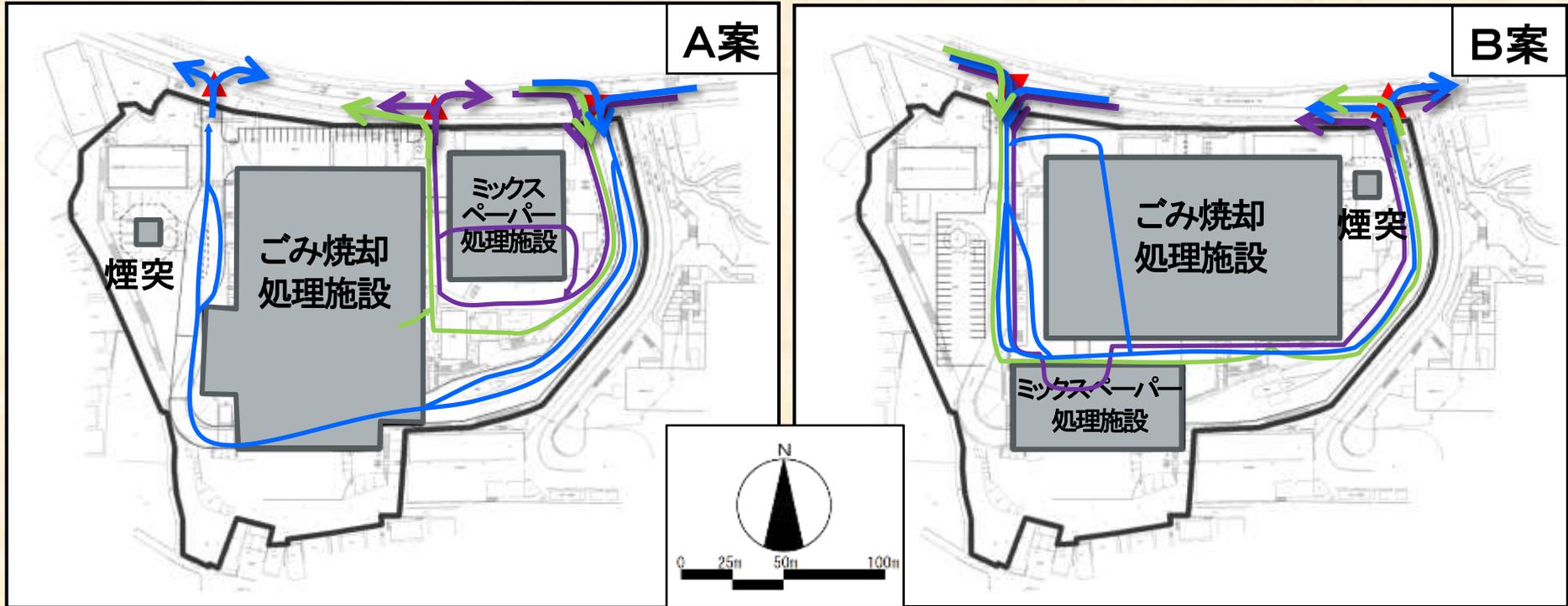
騒音
振動

住居に近い、西側の車両走行台数が、B案と比べ少ない。

住居に近い、西側の車両走行台数が、A案の約2倍となる。

3-(16)施設関連車両の走行による環境影響

交通（市民プラザ通り）



	A案	B案
交通	現況と同様の動線となり、円滑な入退場が可能。	現況より入退場しにくくなり、交通混雑が発生する可能性がある。

3-(17) 対象計画案に係る環境影響の総合的な評価

	A案		B案	
	A-①	A-②	B-①	B-②
評価の概要	<p>現況と同等の施設配置、構内動線のため、現況と比較して全体的環境の変化は小さい。煙突の高さは現況と同等のため、景観的变化は少ない。</p>	<p>現況と同等のため、全体的環境の変化は小さい。煙突の高さが①案よりも高いため、大気質的影響は1案より小さいが、明らかな差はない。景観への影響は①案より大きい。</p>	<p>A案に比べて、西側住宅地からごみ焼却処理施設までの距離を長く確保できるので施設の稼動には有利である。構内動線が西側に集中するため、施設関連車両の影響は不利である。</p>	<p>A案に比べて、施設の稼動には有利である。構内動線が西側に集中するため不利である。煙突の高さが①案よりも高いため、大気質的影響は小さいが、景観への影響は大きい。</p>

意見書の提出について

○意見書の提出

提出期限：平成25年5月7日（火）

提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市 環境局 環境評価室
電話：044-200-2156

提出方法：持参、郵送

※郵送の場合は、5月7日消印有効

ご清聴ありがとうございました。



■ 建て替えに関する問い合わせ先

川崎市 環境局 施設部 施設建設課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 : 044-200-2554

Email : 30siseke@city.kawasaki.jp

■ 「橋処理センター整備事業」ホームページ

URL : <http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/43-3-9-0-0-0-0-0-0-0.html>